
情報発信に関わるガイドライン（HP運用・管理規定）

多賀城市立城南小学校

1 目的

このガイドラインは多賀城市立城南小学校におけるインターネット等への情報発信の在り方を示すとともに、児童の人権を尊重しながら、より安全で効果的な情報活用能力を育てることを目的とする。

2 運営機関及びチェック機関

情報発信に関する運営及び登録データのチェック機関は、校長を長とする情報管理委員会とする。

3 管理と更新

主に以下のデータの管理を行う。

- ・多賀城市立城南小学校のホームページのトップページ
- ・学校概要のページ
- ・学校行事及び学年行事等紹介のページ
- ・年間行事予定のページ
- ・学校便り紹介のページ

4 個人情報の保護・管理について

<個人情報の保護・管理>

- (1) 児童等の個人情報とは個人が特定できる情報（氏名、住所、電話番号、写真、所属、出席番号等）やその児童等に関する情報（成績、身体的特徴、家庭環境、健康状態等）を指す。
- (2) インターネット上にはみだりに個人情報を発信してはならない。
- (3) インターネット上に個人情報を発信する際には、当該個人（児童本人及び保護者、教職員）の了承を得なければならない。
- (4) 教育委員会、その他の組織や団体あるいは個人から本校の情報発信内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに情報管理委員会で協議し、適切な措置をとらなければならない。

5 ホームページ作成上の注意事項

(1) 法令遵守

- ・児童のプライバシーの保護 児童等の個人情報は原則として登録しない。
顔と名前が一致するような公開は禁止する。
- ・公表するデータ 著作物の公開の際には著作権法に違反しないものに限る。
必ず著作権者（※児童の作品も著作物）の了解を取った上で公開する。
教育目的等から外れた内容の情報発信は禁止する。
- ・著作権の保護 本校で作成した画像等の著作権は、本校に属する。

(2) 更新作業

- ・月別学校便り紹介、学校行事等紹介のページの更新は情報管理委員会の了承を得て、その都度担当者が行う。
- ・月に1回以上の更新作業を行う。

6 禁止事項

学校外の個人及び団体等による個人的な情報発信・営利目的の利用など、教育目的、研究目的から外れた利用は禁止する。

7 公開情報の修正・削除

当該個人から発信内容の訂正や取り消しの要請を受けた場合は、校長の了承を得て速やかに発信内容を変更しなければならない。その対応については情報管理委員会で協議する。

8 ガイドラインの変更

このガイドラインで定めた事項は、必要に応じて情報管理委員会で協議し、修正を行っていく。